

いすみ市通勤通学用駐車場利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、J R外房線の利用の促進並びにいすみ市への移住及び定住の促進を図ることを目的として、本市に転入した者であって、J R外房線を利用して通勤し、又は通学するものが負担する駐車場の利用料金の一部について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通勤通学用駐車場 J R外房線を利用して通勤し、又は通学するために、次に掲げるJ R外房線の駅の周辺で借り受ける駐車場をいう。

ア 浪花駅

イ 大原駅

ウ 三門駅

エ 長者町駅

オ 太東駅

カ 上総一ノ宮駅

(2) 定期券 東日本旅客鉄道株式会社その他の国内鉄道会社の発行する通勤及び通学に要する定期券であって、J R外房線の区間を含むものをいう。

(3) 月極め駐車料金 1箇月当たりの通勤通学用駐車場の利用料金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、J R外房線を利用して通勤し、又は通学している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 通勤通学用駐車場を月極めで利用している者

(2) 定期券を利用して通勤し、又は通学している者

(3) 平成28年3月1日以降に転入した者であって、本市に住所を有し、かつ、現に居住しているもの

(4) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア JR外房線を利用して通勤をしている場合にあっては、補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の前年度において、当該通勤をしている者に市税等の滞納がないこと。

イ JR外房線を利用して通学をしている場合にあっては、補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の前年度において、当該通学をしている者を含む世帯において主に生計を維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）に市税等の滞納がないこと。

（補助対象期間）

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、定期券の通用期間とする。ただし、第6条第1項に規定する申請書を提出した日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に限る。

2 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象者1人につき、申請日から通算して2年を上限とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1箇月当たり3,000円とする。ただし、月極め駐車料金が3,000円に満たない場合にあっては、その額とする。

（交付の申請）

第6条 JR外房線を利用して通勤をしている者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、いすみ市通勤通学用駐車場利用補助金交付申請書（通勤者用）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）住民票の写し

（2）補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の前年度において、当該申請をしようとする者に市税等の滞納がないことを証する書類

（3）自動車運転免許証の写し

（4）月極め駐車料金のわかる契約書の写し

（5）定期券の写し

（6）通勤することを証明するもの

（7）その他市長が必要と認める書類

2 JR外房線を利用して通学している者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、いすみ市通勤通学用駐車場利用補助金交付申請書（通学者用）（様式第1号の2）

に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の前年度において、当該申請をしようとする者と同一世帯の主たる生計維持者に市税等の滞納がないことを証する書類
- (3) 自動車運転免許証の写し
- (4) 月極め駐車料金のわかる契約書の写し
- (5) 定期券の写し
- (6) 学生証の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けた年度の翌年度（以下「翌年度」という。）も継続して補助金の交付を受けようとする者は、翌年度の4月末日までに市長に申請しなければならない。
（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、適当と認めた場合は、いすみ市通勤通学用駐車場利用補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
（交付の請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市通勤通学用駐車場利用補助金交付請求書（様式第3号）に月極め駐車料金の支払を証明する書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。
（補助金の返還等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日以後の通用期間中に市外に転出したとき。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた日以後の通用期間中に通勤通学用駐車場の利用に係る契約を解除したとき。

(4) その他この告示の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、いすみ市通勤通学用駐車場利用補助金返還請求書（様式第4号）により行うものとする。
- 4 前項の規定による請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日告示第186号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のいすみ市通勤通学用駐車場利用補助金交付要綱に基づき作成された様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成29年3月31日告示第67号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

